

平成24年6月4日

上富良野町長 向山 富夫 様

上富良野町特別職報酬等審議会
会 長 大 柳 正 男

特別職の報酬等額の改正について（答申）

平成24年4月27日付上富総務第150号をもって町長から本審議会に諮問のあった「特別職の給料並びに議会議員の報酬の額の改定について」、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1 特別職の報酬額等については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 町長、副町長及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額

町 長 720,000 円 (現 行 750,000 円 改定率▲4.00%)
(暫定支給額 720,000 円)

副 町 長 600,000 円 (現 行 620,000 円 改定率▲3.23%)
(暫定支給額 600,000 円)

教 育 長 555,000 円 (現 行 565,000 円 改定率▲1.77%)
(暫定支給額 555,000 円)

議 長 275,000 円 (現 行 275,000 円 据え置き)

副 議 長 205,000 円 (現 行 205,000 円 据え置き)

常任委員長 185,000 円 (現 行 185,000 円 据え置き)

議 員 170,000 円 (現 行 170,000 円 据え置き)

(2) 町長、副町長及び教育長並びに議会議員の期末手当の年間支給月数
3.5 月 (据え置き)

(3) 実施時期

実施時期については、今答申が町民の直近の意思と受け止め、できるだけ速やかに実施することが適当であるが、現在、町長、副町長及び教育長の給料については、期間 (平成24年12月26日まで) を定めて独自削減を実施中であることなどから、具体の実施時期を判断されたい。

2 審議会開催状況

第1回審議会 平成24年4月27日

第2回審議会 平成24年5月15日

第3回審議会 平成24年5月31日

3 審議経過及び内容

上富良野町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる10名の委員構成で、平成24年4月27日に設置された。

本審議会は、特別職の給料並びに議会議員の報酬の額の改正について諮問を受け、延べ3回の会議を開催し、上川管内や道内類似団体の状況、一般職の職員の給与改定の状況、さらに本町の財政状況や町内の納税 (所得) 状況等について、様々な角度から意見を述べ協議を行った結果、上記の結論に達した。

本審議会における主な審議内容は、次のとおりである。

- (1) 特別職の給料並びに議会議員の報酬について、他の自治体と比較検討するにあたっては、加算率（役職加算）や期末手当の支給月数等、それぞれの自治体によって制度がまちまちとなっているため、年額を基本に検討することが望ましい。

そこで、現行の支給額（常勤特別職にあっては暫定の支給額）は、上川管内比較では、常勤特別職がほぼ平均置に、議会議員がやや上位に、また類似団体比較では、ともに下位に位置付けられており、決して高い水準にある状況にはない。

- (2) 町長、副町長及び教育長は、常勤職であることから生活給という考え方も考慮した中で、町政を担う特別職として、その職務と責任に見合う給料等が求められる。

また、一般職の職員給料が、ここ数年、減額で推移してきている状況、さらには町内の給与所得等も減少で推移している状況などから、現在、独自で実施している暫定の減額支給額については、町民感情に合致しているものと理解できる。

- (3) 議会議員の報酬のあり方については、議員定数とあわせて検討しなければならない。

様々な立場の多くの方が、まちづくりの方向性について議論を進めることも1つの理想型と考えるが、兼業もしくは定年退職後でなければ、議員活動が難しいということが現実の状況と受け止める。ただ、青壮年の年代の方が、専業として議員にチャレンジし、町のために議員活動を積極的に行うにふさわしい報酬水準についても、今後の課題とすべきである。

このような中において、本町議会の定数は、平成19年の改選期から4名減の14名となっており、一定の評価はできる。ただ、平成23年の改選期では、町民の目からは選挙公示日での駆け込み立候補と映るような状況があったことなども踏まえ、議会改革に向けた議会自らの議論に期待する。

- (4) 本町の財政状況は、厳しい状況が続いているものの、各財政指標から見る限り、一定程度健全な運営に努力されているものと理解するが、財源は地方交付税など依存財源に委ねる脆弱な構造にあり、地方財政対策の影響を強く受ける状況にあることを理解すべきである。

- (5) 地域経済や景気は、依然として厳しい状況が続いており、特別職の報酬等を上げることは、町民感情からも難しいと理解するが、全てがマイナスの議論では、負の連鎖に陥り、地域に与える影響が大きいことから、現行本則規定に据え置く意見も多くあったところである。

これらのことを総合的に勘案し、特別職の給料並びに議会議員の報酬については、現在の支給額（常勤特別職は暫定支給額）に据え置くことが妥当と

判断する。

4 おわりに

町長、副町長及び教育長にあつては、地域主権改革の進展など、地方自治の果たす役割がますます増大する中であつて、新たな行政需要に忘れていくこととあわせて、東日本大震災を教訓に活火山十勝岳を抱える町として、防災対策など多様な行政課題への対応など、その手腕に期待するものである。

議員にあつては、これまでの定数削減とあわせて、議会での活発な議論や議会報告会の開催など一定の評価をするところであるが、町民の率先模範となるべく更なる議会自らの改革に期待するものである。

今回、現行の支給額を据え置く答申を行ったが、社会経済情勢の変化が激しい今日にあつて、変化に応じた見直しのためにも、2年程度を目途に定期的な審議会の開催の必要性について意見として付すこととあわせて、町長、副町長及び教育長並びに議員各位においては、報酬等が現下の厳しい状況において、住民の貴重な納税によって賄われていることを再認識され、今後の上富良野町の発展と町民福祉向上に、なお一層ご尽力されることを心より願うものである。

平成24年5月31日

上富良野町特別職報酬等審議会

| | |
|------|---------|
| 会 長 | 大 柳 正 男 |
| 会長代理 | 北 川 昭 雄 |
| 委 員 | 川 上 幸 夫 |
| 委 員 | 荒 田 政 一 |
| 委 員 | 立 崎 光 義 |
| 委 員 | 藤 田 敏 子 |
| 委 員 | 本 田 健 祐 |
| 委 員 | 佐 川 和 正 |
| 委 員 | 本 田 邦 光 |
| 委 員 | 管 野 稔 |